

令和6年度 事業計画

I 基本方針

我が国においては少子高齢化が急速に進展し、長期の人口減少の過程に入っております。糸魚川市では平成22年の国勢調査で47,702人であった人口が令和5年10月には38,989人と約8,700人減少しております。また、昭和30年代から増加し続けた60歳以上の人口も平成25年の20,198人を最大に、令和4年には18,719人と減少を続けております。少子高齢化が急速に進行し、生産年齢人口、高齢人口、共に減少している中、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることが出来る「生涯現役社会」を実現することがますます重要になってきています。

令和6年度は、高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的として、次の三点を重点に事業を推進していくことを基本方針とします。

第一は、安全対策の推進です。令和3年度から特に刈払機によるガラスを割る事故が多発しており、減少の気配を見せておりません。幸いなことに重大事案になってはおりませんが、事故の多発は、大事故に繋がる前触れと捉えています。令和6年度は安全チェック、事故発生の原因分析と再発防止の徹底に力を入れて、事故ゼロを目指します。

第二は、会員の拡充です。現在の当センターの会員平均年齢は74.6歳と、県下21センターで最も高くなっており、会員数は、これからも減少傾向が続くものと推察されます。粗入会率は県内平均をわずかに上回ってはいるものの、これを危機的な状態ととらえ、役員、会員、そして職員が一体となって新たな対策について検討し、継続的に実施してまいります。

第三は契約方法の見直しです。「フリーランス法」は、令和5年5月12日に公布されました。この法律の趣旨を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年秋を予定）を見据え、契約方法の見直しを検討します。

実 施 計 画

※（重点）は重点推進事項

1 安全対策の推進

(1) 全国シルバー人材センター安全強化月間の推進（7月）

①安全・適正就業委員会による巡回指導(パトロール)の強化
(重点)

②安全就業の啓発及び「のぼり旗」設置

(2) 通年推進活動の強化

①安全就業啓発活動の推進（広報・チラシ・発送文書の添書きなど）「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」の周知徹底

②就業現場の安全チェックの実施

③事故発生の原因分析と再発防止の徹底（重点）

・草刈り作業中の防護網設置移動の徹底

・飛石防止機能を有する草刈り機使用の徹底

④安全講習会の開催(草刈機の安全取扱・交通安全など)(重点)

⑤職群班を通じた組織的な推進

⑥危険・有害な作業は受託しないことの徹底

⑦安全・適正就業委員会による現場パトロールの充実（重点）

⑧チェックリストによる安全確認と就業現場の実施点検

⑨安全標語の募集と安全意識の啓発

⑩健康維持管理の啓発と健康診断の促進

2 会員の拡充

(1) 第2次100万人計画が令和6年度をもって終了するため、当該計画期間における実績を統括したうえで、今後のシルバー事業を取り巻く環境の変化等を見据えて新たな指針を策定する。

(2) 広報活動や「1会員1人入会」活動を再度積極的に行うことを確認し、行動することにより会員の増強を図る。また、達成会員へ粗品の進呈を行う。

- (3) ハローワークとの連携により会員の確保を図る。
- (4) 入会説明会及び地区懇談会等でセンターの趣旨の徹底を図る。
また必要に応じ、臨時説明会の開催や、出前入会説明会を行う。
- (5) 関係機関へのチラシの設置や、市内店舗前でのチラシの配布と勧誘そして会員拡充のための新聞折込を行う。(重点)
- (6) 女性会員拡充に向け、魅力ある教室開催に取り組む。
- (7) 人材確保育成事業の積極的活用により新規会員確保を図る。
- (8) ライン公式アカウントを活用して、お友達登録を促し、会員、発注者はもとより糸魚川市民に幅広く関心を持っていただけるように取り組む。

3 契約方法の見直しとデジタル化の推進

令和6年度秋に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス新法」という。)が施行される予定となっているが、厚生労働省から、フリーランス新法の趣旨を踏まえて、シルバー事業における契約関係を見直す方針が示されているところである。

当センターにおいてはデジタル化を推進することにより、業務の効率化や会員のデジタル技術活用能力の向上に取り組むとともに、シルバー事業における新たな契約方法への円滑な移行を進めるために、適切な移行時期、発注者・会員への周知、事務処理に係るシュミレーション等の準備に万全を期すべく検討を始める。

4 健全な財政運営の確保

- (1) 配分金基準単価の改正の検討を行い、発注者の理解と協力を得ながら事業推進を図る。
- (2) センターの健全な運営に向け、国庫補助事業の積極的活用を図る。
- (3) 派遣受託収益の確保に向けて県シ連との連携強化を図る。
- (4) 県・市・ハローワーク及び関係団体との連携強化を図る。
- (5) 糸魚川市へ適切な財政支援と、さらなる就業要請を行う。

5 就業率の向上

- (1) 公共・民間事業所及び一般家庭に対する受注開拓の推進
- (2) 職群班員による仕事の拡大・獲得運動の展開(日常の一言PR活動)
- (3) 事務系職種分野の開拓
- (4) 適正就業や「仕事の分ち合い」の推進(重点)
- (5) シルバー人材センター事業の理解と活用の啓発
- (6) 未就業者に対する希望職種の再登録(変更)の推進
- (7) 講習会により会員個人の就業職種の拡大
- (8) 後継者育成による就業機会の拡大
- (9) 納品後の受注内容の確認などによるサービス向上や発注促進

6 組織の充実

本所・支所間における職群班の情報の共有化と、班ごとの連携と充実を図り、適正就業や安全就業を推進する。

- (1) 職群班及び地域班の効率的な事業の推進
- (2) 役職員の研修の充実
- (3) シルバー人材センター設立の基本理念の確認、会員相互の連携強化の推進

7 就業開拓の促進

- (1) 普及啓発活動の推進

センター事業が市をはじめとする公共機関、地域の事業所、一般家庭に理解され、かつ協力が得られるよう普及啓発活動を行う。

- ① 市の協力を得てPR用パンフレットの全戸回覧を行う。
- ② 「シルバーだより」年2回(1月・7月)の発行
- ③ 事業普及啓発促進月間(10月)の取組み
 - ・ 奉仕活動の実施
 - ・ 役職員による事業所訪問・PR活動の実施
 - ・ のぼり旗設置等によるPR

④ 奉仕活動によるセンターのアピールとマスコミの活用

⑤ 会員や職群班員による就業開拓の推進

(2) 福祉・家事援助サービス事業の推進

公共及び民間事業所等との連携を密にして、福祉・家事援助サービスの需要に対応するため、会員の育成と同事業の積極的な推進を図る。

① 市及び福祉団体との連携と新総合事業の推進

② 福祉・家事援助サービス事業推進委員会を中心としたPR
や情報収集による事業の推進

③ 講習会開催による会員相互の親睦と新入会員の増を図る。

(3) 空き家管理対策事業

本事業は、地域貢献度が高く、センターの存在感のアピールにも繋がるため、積極的に糸魚川市と連携して、高齢者の就業機会の確保と良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進を図る。

8 技能の向上

(1) 人材確保育成事業の活用

(2) 技能講習の充実とアンケート調査等による内容の改善

9 適正就業の推進

適正就業に対する社会的関心が年々高まっており、「適正就業基準」や「適正就業ガイドライン」に留意し、会員はもとより発注者や住民にも広く理解を得るよう努める。

(1) 入会説明会での周知徹底

(2) 発注者及び会員の理解と協力を得るためのPR

(3) 受注時での契約内容等、事務の適正化

(4) 請負・委任の形態で契約できない就業について、派遣事業への切
替への推進

10 公益社団法人制度改革への対応

政府においては現行の公益社団法人制度について公益社団法人の活動を活性化する観点からの公益性認定の基準見直しや行政手続きの簡素化・合理化、また、国民からの信頼、協力確保のための透明性の向上や法人の自律的なガバナンスの充実などについて令和 7 年度の制度改革に向けて法改正の準備を進めているので、当センターとして制度改正の情報収集に努めるとともに準備に万全を期す。